

子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者が疾病その他の理由で一時的に養育が困難となったとき、宿泊または日帰りで児童を預けることができます。1歳から18歳未満の児童が対象です。

【実施場所】

- 名称:母子生活支援施設「青い鳥ホーム」(船橋市行田2丁目7番1号)
- 電話番号:047-430-1225(代表)
- 受付時間:月～金曜日 午前9時から午後5時まで

【利用内容・主な利用要件】

区 分	利用内容	主な利用要件
短期入所生活援助	1回の利用につき6泊7日まで	保護者の疾病、育児疲れ、出産、看護、冠婚葬祭、出張
夜間養護	月～金曜日 午後6時から午後10時まで ※祝休日は除く	仕事
休日預かり	土・日・祝休日 午前7時から午後7時まで	

※平日日中のみの利用は出来ません

【利用者負担金】 ※利用児童1人あたりの料金です

区 分	基本料金	減免対象料金		
		市区町村民税 非課税世帯	生活保護世帯等	
短期入所生活援助(1泊)	2歳未満	5,500円	1,100円	0円
	2歳以上	2,850円	1,100円	0円
夜間養護(1日)	800円	350円	0円	
休日預かり(1日)	1,400円	350円	0円	

【ご利用に際してのお願い】

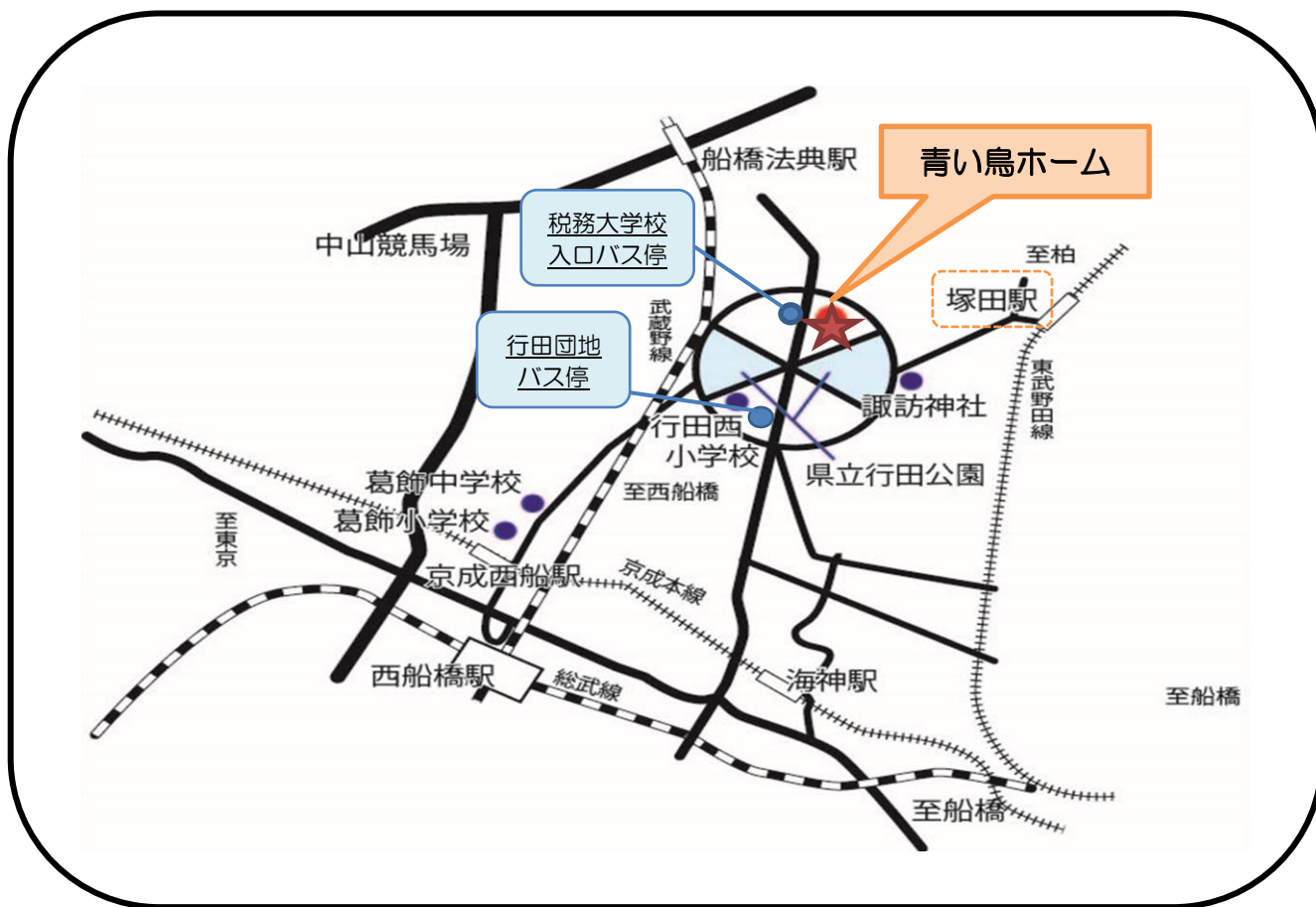
1. 利用を希望する方は、市に事前登録が必要です。登録内容に変更があった場合や年度更新の際は、再度登録が必要になります。
2. 事前登録の前に施設の見学と面接を行う必要があります。市へ電話予約の上、利用児童と一緒に施設へ行ってください。
3. 登録の上、利用開始日の10日前までに利用申請してください。
4. 施設の入退所時や預かり中の通園・通学を希望される場合は、保護者または保護者に代わる方が送迎してください。
5. 利用者負担金は利用開始時に必ず施設へお支払いください。利用しない場合はできるだけ早急に、市あるいは施設に連絡してください。なお、利用開始予定時刻までに連絡がない場合は、利用者負担金をお支払いいただくこととなります。
6. 利用日当日、発熱などの体調不良がある場合は利用をお断りさせていただくことがあります。
7. 出産の場合、出産した翌日からの利用開始となります。利用希望日が確定した時点で、早急に(原則午前7時～午後10時の間)施設へ連絡してください。

【注意事項】

1. 利用児童が集団生活に適さないと認められるときは、利用できない場合があります。
2. 施設の利用人数に定員があるため、利用できない場合があります。
3. 利用期間中に発熱などの急な体調変化が起きた時、また、ケガをした時は緊急連絡先に連絡させていただきますので、至急お迎えをお願いします。原則として、施設職員が医療機関への同行は行わず、応急処置のみの対応とさせていただきます。

＜問合せ先＞ 船橋市役所 こども家庭部地域子育て支援課 電話047-436-2407

●「青い鳥ホーム」のご案内



【所在地】〒273-0044 船橋市行田2丁目7番1号

【電話番号】047-430-1225(代表)

【アクセス】

① 「税務大学校入口」バス停下車徒歩すぐ

バス停(発)	1時間あたりの運行本数	備考
JR 西船橋駅	基本2本以上	平日・土日運行

② 「行田団地」バス停下車徒歩5分

バス停(発)	1時間あたりの運行本数	備考
JR 西船橋駅	基本5本以上	平日・土日運行

③ 東武野田線(アーバンパークライン)「塚田駅」から徒歩20分